

第165回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和2年2月6日

閉会 令和2年2月6日

北上地区消防組合議会議務局

第165回定例会会議録

目 次

令和2年2月6日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告並びに施政方針	3
現金出納検査結果の報告	5
一般質問	6
・ 4番 鈴木健二郎 君	6
議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例	15
議案第2号 令和元年度北上地区消防組合補正予算（第3 号）	16
議案第3号 令和2年度北上地区消防組合予算	18
議案第4号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議 について	23
議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議につ いて	24

第165回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月6日	原案可決
議案第2号	令和元年度北上地区消防組合補正予算(第3号)	2月6日	原案可決
議案第3号	令和2年度北上地区消防組合予算	2月6日	原案可決
議案第4号	岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について	2月6日	原案可決
議案第5号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について	2月6日	原案可決

令和2年2月6日（木曜日）

議事日程第1号

令和2年2月6日（木）午後3時00分開議
北上地区消防組合消防本部 大会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告並びに施政方針
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 一般質問
4番 鈴木健二郎
災害対策と職員の不祥事について
- 第6 議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 令和元年度北上地区消防組合補正予算（第3号）
- 第8 議案第3号 令和2年度北上地区消防組合予算
- 第9 議案第4号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について
- 第10 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

出席議員（7名）

1番 高橋晃大君	2番 梅木忍君
3番 小原敏道君	4番 鈴木健二郎君
5番 柿澤繁俊君	6番 高橋到君
7番 齊藤律雄君	

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高	橋	敏	彦	君
副管理者（西和賀町長）	細	井	洋	行	君
副管理者（北上市副市長）	及	川	義	明	君
会計管理者（北上市会計管理者）	藤	原	和	恵	君
監査委員	高	橋	政	芳	君
監査委員事務局長	佐	藤	康	浩	君
事務局長（消防長）	佐	藤		晃	君
事務局次長	折	居	基	宣	君
消防次長兼総務課長	菊	池	洋	幸	君
予防課長	昆	野	美	継	君
警防課長	高	橋	克	哉	君
北上消防署長	菅		浩	城	君
西和賀消防署長	高	橋		毅	君

関係市町出席者

北上市消防防災部消防防災課長	武	田	明	一	君
西和賀町総務課長	高	橋	三智	昭	君

議会事務局出席者

事務局長	佐	藤		晃	君
事務局次長	菊	池	洋	幸	君
書記	小	原	和	弘	君
書記	高	橋	周	一	君
書記	工	藤	拓	矢	君
書記	浅	沼		悟	君
書記	高	橋		梢	君

午後3時00分 開 会・開 議

○議長（齊藤律雄君） 開会に先立ちまして、消防組合職員の懲戒処分に

ついて報告したいとの申し出がありましたので、これを許します。事務局
長。

○議長（齊藤律雄君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数
に達しておりますので、これより第165回北上地区消防組合議会定例会を
開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第1号によって進
めます。

○議長（齊藤律雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、5番、柿澤繁俊議
員、6番、高橋到議員を指名いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。これに御異
議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日
間と決定いたしました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第3、行政報告並びに施政方針について、管
理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 本日、ここに第165回北上地区消防組合議会定
例会が開会されるに当たり、行政報告及び令和2年度における消防組合
運営方針について所信の一端を申し上げます。

初めに、昨年、消防職員の私的な法令違反に続き、道交法違反があっ
たことは、誠に遺憾であり、住民の皆様にも、深くお詫び申し上げます。
なお、再発防止に向けて、職員育成マネジメントシステムの改善を図る
よう指示したところであります。

それでは、令和元年の消防組合の主な活動から、御報告申し上げます。

火災の発生件数は35件で、平成30年に比較し、3件の増でありました。火災種別の内訳としては、建物火災が最も多く18件、車両火災が7件、その他の火災が10件でありました。救急業務につきましては、出場件数は、3,942件で、平成30年に比較し、313件の増となっております。また、搬送人員は3,658名で、出動件数、搬送人員とも過去最多となっております。そのうち65歳以上は2,176名で59.5%を占めており、高齢者の占める割合は年々上昇しております。応急手当の普及促進につきましては、救命講習会を172回実施し、4,508名の方に受講していただいております。今後も応急手当のPRを図り普及に努めて参ります。自然災害につきましては、台風19号に伴う、消防災害対策本部を1回、気象警報発表に伴う、消防災害警戒本部を4回設置して対応にあたりましたが、幸いにも当地区での甚大な被害の報告はありませんでした。事業所に対する消防訓練の指導につきましては、231回、自主防災組織に対しましては、延べ55回、65組織に指導しております。

次に、庁舎建設事業の進捗状況について申し上げます。庁舎建設事業の進捗率は、北上消防署村崎野分署が50%、西和賀消防署が35%となっており、来年度の開署に向け、順調に進んでおります。消防車両の更新については、西和賀消防署湯田出張所配備の高規格救急車は今年1月に納車となり運用を開始しております。また、5月に開署予定の北上消防署村崎野分署に配備する、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び広報車は3月下旬に納車の予定となっております。以上を申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の運営方針について申し上げます。まず昨年一年間の全国の災害を振り返りますと、10月に上陸した台風19号などの自然災害により住民の生活を脅かす災害が日本の各地で発生しております。このように、大規模で多様化する災害に備え、各種資器材の高度化を図るとともに計画的な配備を行い、さらに、職員の知識及び技術を向上させるため、消防学校における教育をはじめとする各種研修会への派遣、資格取得への支援を継続的かつ計画的に進めて参ります。

次に、火災予防の分野について申し上げます。全国的に見ると火災の

発生につきましては減少傾向にあるものの、引き続き火災被害の減少に向けて火災予防施策を推進すると共に、最善の消火活動が行われるよう、消防団をはじめとする関係機関と連携の強化を図ってまいります。また、消防法違反が認められる防火対象物に対する指導の強化に、引き続き努めてまいります。

次に、救急の分野について申し上げます。年々、増加傾向にある救急事案に対しましては、質の高い救急業務を安定的に供給するため、救急隊員の養成を計画的に行うと共に、必要な救急資器材の整備を行ってまいります。また、救急車の適正利用という面においても住民への広報活動に力を入れてまいります。

最後に、職員の採用について申し上げます。来年度採用の職員は9名を予定しており、職員数は135名となります。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、引続き組合議会並びに住民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、北上市議会選出の議員各位におかれましては、本年3月に改選期を迎えられます。在任中は当組合の運営に多大な御支援と御指導を賜りましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。また、各位の今後一層の御活躍を御祈念申し上げます。行政報告並びに施政方針いたします。

○議長（齊藤律雄君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第5、これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番鈴木健二郎議員。

（4番 鈴木健二郎君 登壇）

○4番（鈴木健二郎君） 私は、災害対策と職員の不祥事について管理者に伺います。まず、災害対策についてであります。御承知のとおり、昨年9月から10月にかけて、3つの台風が連続して関東から東北地方にかけて襲いました。最初の9月9日、台風15号は、観測史上最も大きい瞬間最大風速を記録し、全半壊、2,345棟、一部損壊、約3万棟の被害を受けております。ついで、10月12日から13日にかけて、台風19号がこれも静岡県から東北にかけて記録的な暴風雨災害をもたらしております。さらに、10月18日から19日、25日から26日にかけては、低気圧や前線活動の活発化の影響で19号被災地に豪雨が襲っております。その結果、死者、行方不明約100名、全半壊約1万2千棟、床上浸水約2万8千棟ということがあります。これは一昨年の西日本豪雨を上回る大きなものとなっているのであります。特に、台風19号は、河川の被害がもっとも多いと指摘されております。このように、専門家も指摘しておりますけれども、災害が年々大型化し、それにつれて被害も甚大となっております。特に、豪雨災害が多くなっているのが特徴だと思います。今季の降雪量が極端に少なく、すでに夏の冷夏や、大規模豪雨災害の発生がささやかれています。岩手県内では、平成28年の台風10号による災害は記憶に新しいところでありますが、当北上地区消防組合消防本部の観測データを見ましても、その時期の平成28年度の降雨量と最大降雨量が急激な右肩上がりとなっております。それについて警戒本部設置も28年度と29年度に6回、昨年度は5回と以前に比べ急増しております。台風や豪災害の大規模化は、地球の温暖化と言われておりますけれども、災害はいつでも起こりうる状況にあります。そこで伺います。こうして近年、年々大規模化している風水害や土砂災害に対する当組合の体制や車両、資機材はどうなっており、十分対応できるものになっているのかどうか伺います。

次は、先程行政報告でありましたけれども、職員の不祥事問題について

であります。不祥事問題については、昨年10月の議会でも職員の金銭の窃盗行為についてお聞きしました。内容は異なりますけども、よもや連続して不祥事問題について聞かざるを得なくなるとは私は夢にも思っておりませんでした。極めて残念であります。今回は職員の酒気帯び運転事件であります。なぜこのように不祥事が繰り返されるのでありましようか。度重なるこうした問題についてどのように考え、根本的な対策をどう構築しようとしているのか伺います。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。はじめに、大規模な風水害、土砂災害に対する体制や車両、資機材の整備状況について申し上げます。

まず、大規模な風水害、土砂災害に対する体制につきましては、風水害や土砂災害が発生した場合、当消防組合に消防災害対策本部を立ち上げて情報の収集を行い、警察その他関係機関との連絡調整を図るとともに消防団と連携し、災害対応を行うこととしております。

次に、風水害や土砂災害に対応する車両についてであります。災害時において、円滑な消防活動が果たせるよう、「津波・大規模風水害対策車」が総務省から無償貸与されております。この車両には、がれきが山積する現場や広範囲に浸水が続く現場、さらには土砂の堆積する現場を走行して直近まで接近できる水陸両用バギー、浸水地域内での救助や被害状況の確認に当たる船外機付きゴムボートを装備しております。また、救助工作車には土砂災害現場等において、地中を捜索して要救助者の位置を特定できる画像探索機器や重量物排除用器具等の資機材を装備しております。なお、大量の土砂等の除去が必要となる場合を想定し、建設業協会に重機を要請できるよう協定を結んでおります。

当消防組合の消防力を上回る風水害や土砂災害が発生した場合につきましては、県内の各消防本部に応援を求め、さらには、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、対応することとしております。

次に職員の道交法違反への対応並びに抜本的な対策として、職員育

成マネジメントシステムの改善についてお答えいたします。昨年、私的な法令違反や道交法違反があったことについては、誠に遺憾であり、問題発覚後、全職員に対して再発防止策を通知するとともに、当組合の職場環境を見直すことを目的に、北上地区消防組合職員綱紀検討委員会を立ち上げたところであります。本委員会は、幅広い世代の意見を反映させる観点から、若手職員、中堅職員、そして管理職までの15名の委員で構成しており、委員会においては、職場の課題を検証した上で、課題解決に向けた消防職員行動計画を策定したところであります。今後実施してまいります。また、来年度におきましては、コンプライアンス研修を今まで以上に回数を増やし、階層別研修やワークショップ形式を取り入れながら職員育成マネジメントシステムの改善を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 最初に大規模災害に対する体制づくりでありますけども、管理者からは資機材について答弁ありましたけども、これには人員体制も私はあるだろうというふうに思います。実はですね、ちょっと調査したのですけども、千葉県では、今年の19号の台風の際でありますけども、マンパワーが不足していて、災害現場の様々な点検、それから現状把握に支障が来したという報道がされております。またお聞きしますと、この8年間で86名の職員が削減されている。その中には災害に必要な土木技術者ですね。職員が中心に削減されたということのようであります。これを当組合に当てはめて見ますと、最初に管理者が採用についての話しがありまして、来年度は9名、定数は135名にしていくということであります。条例定数はもっと高いのですけど、そのマンパワーですね、想定外というのが今当たり前のようになっている。想定内では対応しきれないというのが昨今の災害を見ての状況ではないかなというふうに思います。今の体制を超えた場合は、よそからという話でありますけども、緊急対応がそれのできるのかとなってくるのであります。じゃ、しからは全部揃えるというのも、なかなか大変なことでありますけども、まずは人員を増やしていくというようなことを、それだけでなく、火災対応とか、救急対応では

人員が私はもっと必要だろうというふうに思います。条例定数までいっていない、それから国が定める基準にも至っていないという状況をまず改めていくということが私は必要ではないかなというふうに思うのですけども、この点についてどうでしょうか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、只今の鈴木健二郎議員の再質問にお答えいたします。まず、人員についてでございますけども、現在来年の予定は135名、条例定数につきましては145名となっております。段階的に増やすということで、整備計画に基づいて採用していくということでございますが、近年、退職者も出ておりました、採用計画よりも少なくなっている状況であります。いずれ近いうちには145名に到達させるということで考えているところであります。その人員で災害対応、緊急対応ができるかということですが、今、車両につきましては、人員は指針よりも下回っておりますけども、車両につきましては100%、資機材についても十分なものとなっていると思っております。緊急対応する場合は、我々のみならず、この地域の消防団を有効に活用し、消防団と一体となった活動をするということで人員不足を補うというふうに考えておりますので、その方向で考えております。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 消防団とか住民、それで自主防災組織も立ち上げている訳ですけども、まず中心となるのは、消防職員だろうと私は思います。145名、前から条例上げたのですけども、145名にしたのですが、これをいつの目標にして定めているのか、まずこれを伺っておきたいと思っております。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。最終的には令和6年には145名となるよう考えております。令和4年には143まで職員数を上げていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 令和4年までには143名ということでありませ

ね。少なくとも条例定数には早急に到達するということが今の災害状況を考えますと、私は必要だろうというふうに考えますので一層の努力をお願いしたいというふうに思います。それから、大規模災害風水害車であります。総務省から無償でお借りしているということですが、無償だから駄目だというふうには申し上げませんが、これもかつての一般的な災害であれば対応も可能であると思えますけども、中身を見ますと、船外機付きゴムボートが一艘ですね、それから、ライフジャケットが10個、胴付き安全長靴、これが4足、フローティング担架が1つと、これで果たして対応できるのですか。大規模災害は、北上だけで起きる訳ではない、他でも起きる訳ですから、しかも、同時に起きる、その場合、他からのそうした融通を利かしての対応は、私は今後そうできないだろうというふうに思います。自分のところの、災害対応で一杯だというふうに思いますので、今あるこの資機材で私は十分な対応はできないというふうに思いますが、これについてはどうですか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。確かに、北上川のような大きな川が決壊し、氾濫した場合には、当然、この北上地区消防組合の消防力では対応しきれないというのは今も考えているところでございます。大きな災害が発生してしまった後であれば、やはり、どこの消防でも対応しきれない、昨年、一昨年の状況を見ましても、やはりヘリでの救助とか、そういう状況になってしまっていて、とても消防がボートで救助に行くということは、流れもかなり強いものでございますから、そういう状況の中では救助できるものではございませんので、少し浸水した場所であれば、ボートで行って救助してくるということはできますけども、先程申し上げましたとおり、大きな河川が決壊してしまった状況では、やはり、ある程度水が引かなければ救助できないと思っておりますので、今、力を入れているのはやはり、決壊する前に、予測される前に、住民の方々を安全な場所に避難していただくということが一番大事なことではないかなというふうに思いますので、その辺は各自治体、北上市、西和賀町と協力しながら、消防団も活用しながら、広報活動しながら早い避難を促すということに力

をいれていかなければいけないんじゃないかなと、いざ災害が発生してしまると、とても我々の力では対応しきれないので、その前に対応したいと考えているところであります。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 自然災害を全部防ぐというのは、当然対応するのも不可能だと私は思います。今回の19号での対応を申しますと、御承知のことだと思えますけども、今回は河川ですね、それから堤防の決壊、河川の氾濫、それからダム放流、これを見ますと、災害も、自然災害もそうなんです、人的災害も指摘されている訳ですよ。ですから、日頃からのそうした人為的なミスで災害が起きないという状況は作れたかという、今回の教訓は、やっぱりそうっていないというのが私は教訓だと思います。岩手県では台風10号、まさにそうでありました。岩泉中心にね、被害が出ましたけれども、ですから、人的被害は、これはもう最小限、私は無くしていく方向で考えていかなければならないというふうに思います。資機材の対応は、最小限やっぱり、きちっと対応できるようにすると、とてもじゃありませんが、こういう資機材の備えでは、私は不足するだろうというふうに思いますので、資機材は年度計画で充足を図っていくということ、それが人的被害は、これは出さないような取り組みをね、常日頃からやっておくということと、人的な補充、体制もきちっとやるべきではないのかなというふうに思っているところでありますので、今後の行政組合の活動において、十分検討いただきたいものというふうに思います。

次に、職員の不祥事の問題であります。消防長から、管理者からもいろいろありましたけども、管理者にお聞きしたいのですけれども、様々な改善点は、それはあるでしょうけれども、まずお聞きしたいのは、この連続してこの不祥事が発生したということです。中身は違うのですけれども、やっぱり公務員としての不祥事が繰り返されるということですね、これはあってはならないだろうというふうに思うのですけれども、まず最高責任者である管理責任者として、この連続した不祥事に対して、どうお考えかお聞きします。

○議長（齊藤律雄君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） おっしゃるとおりでありますし、これを繰り返してはいけないという思いであります。そのためには、精神論では駄目でありまして、起こらない仕組みをしっかりと皆で考えると、それを常に改善していくということが重要だろうというふうに思っております。今回、職員育成マネジメントシステムというものをしっかりと立ち上げて、そして、改善を続けていこうということにしておりますけれども、その中の一つは、コンプライアンス教育ということがあろうかと思えます。その中に、ワークショップなども入れたということはですね、それぞれ自分自身で考える必要があるだろうと、上司から毎日のように言われるということだけでは身に付かないということで、自分自身が考え、そして、自分自身行動を判断するという、判断できる公務員になるという研修の仕組み、これを構築していく必要があるということで、今回ですね強く感じておりますので、進めようというふうに思っております。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 私もそのように思います。昨年10月の時、いわゆる金銭の窃盗事件が起きた際に、管理者は次のように述べております。まずは綱紀肅正、これをまず図ってきたということですね、やってきたんだということです。それから、再発防止については、公務員としての倫理観、やっぱりこれを見直していく必要があるということですよね。それでやったのは、全体的な講習会をやった、有識者を呼んで、こう答えております。それから、全職員への公務員である使命と心構えについて訓示をしたということ、私は、これは大事だと思いますけども、言われるように、これで解決するかということは、私はしないだろう、だから起きたんだというふうに思います。ですから言われるように、やっぱり公務員としての一人一人の琴線にやっぱり入っていくような、そういうのを皆で作って、そして、社会のルールというのは当然公務員ですから、分かって入ってきている訳ですから、当然分かるのですので、ただそれが皆の共有とされているのか、ですよね。今回の酒気帯び運転の方の声を聞くと、結局安易な、安易に運転してしまった、安易なんです。結局、ですから、なぜ安易な行動に出してしまうのか、ということ。やっぱり、心だと思っております。

よね、これは難しいのですが、そこに皆が共有して、職場の仲間がやっぱり起こしちゃならないというふうな雰囲気を作っていくということ、これがまず必要、根本的な解決として、だから、運動というか、そういうやっぱりね、システムをきちんと作っていかないと、ただ上からの指導、訓示だけでは、これはいつまでたっても無くならないだろうと私も思いますので、これはやっぱりいろんなことを工夫してやっていく必要があるのではないかなというふうに思います。それからですね、消防長が記者会見でお話しされております。消防長にお聞きしたいのですけれども、酒を飲んだら絶対に運転しないということを常日頃からお話ししてきた、人ごとではないと指導してきた矢先であった、これは新聞のとおり、新聞の記事どおり私おっしゃっておりますけれども、根本から見直す必要があるということです。先程、市長は職場環境を見直すとお話しされております。今の職場環境を、じゃあ課題があるのだろうと思います。で管理者も消防長も根本的に見直していく。職場環境を見直すということですから、この課題をやっぱりね、あるのだろうと、私は外にいる、内部にいないので分かりませぬけれども、ですから、そういう職場環境をやっぱり、これを教訓にして変えていくことが、私はまずこれをやらないとだめだろうと、マネジメントの改善は必要ですが、マネジメントだけでは私は改善ならないのではないかなと思いますが、消防長、根本的というのは、どういうことを指しているのか、お聞かせください。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。根本的と申しますのは、今まで飲酒に関する事、飲酒運転があれば、それに対するだけの対応、飲んだ時の注意とか、それだけの対応をしてまいりましたけれども、やはりそれだけじゃないんじゃないかと、それだけを言っても職員教育をしっかりと見直さなければいけないということで、今回、先程申し上げました、組合の綱紀検討委員会を立ち上げたのも、そういう意味からであります。綱紀検討委員会の委員の内容といたしましては、主に係長、主任、あとは20代の職員が入った中での委員構成にいたしまして、その中で、今我々として不足しているものは何なのか、この職場での課題は何なのかとい

うことを職員皆で検討してもらい、先程議員がおっしゃったように、私の方から訓示で一方的に話をしても、それはやはりすべて心の中までは入り込むものでもございませんし、命令的なことでありますし、どうしても圧がかかるものでありますので、逆に職員自ら考えて、何が足りないのか、何をどうすれば良いのか考えた方がより効果的な取り組みだろうということで検討委員会を立ち上げたものであります。まだ途中でございますけれども、課題として挙げられた内容といたしましては、他の職員に気をかける余裕がないとか、何があっても他人事として捉えているとか、あとは、きっちり明確な目標をもって業務に臨んでいない、個人的なことが多いのですけれども、あとはコミュニケーションが不足している、公務員としての自覚が欠けているというような内容が挙ってまいりました。また、飲酒についてもですが、やっぱり飲酒における、不適切な行動を防止できる具体的な取り組みが不足している、飲酒による不適切行動がどれくらい及ぼす影響がどれくらいあるのかということを考えていない、そのようなことが挙げられました。それに対する具体的な対策と言いますか、行動計画といたしましては、まずは自分を律するためにも、きちんとみだしなみを整えて、住民の皆さまに、住民目線で思いやりをもって対応するとか、コミュニケーション不足ということもありましたので、業務目標を確認して業務を進めていこうという話とか、あとは公務員として自覚を高めるためにも地域行事や、ボランティア活動にも積極的に参加しましょうという話とか、セルフチェックシートを活用した自分自身を分析するなどということもありましたし、飲酒に関するものにおいては、酒の席においても、常に飲酒運転を防止するような注意喚起を行いましょよというような話とか、毎年飲酒運転の事故等の研修会が必要ではないかという意見が挙がってまいりました。このような意見を取りまとめまして、これを実際に職員自ら考えた内容でございますので、これを職員皆に出して、これを実行していこうと考えているところであります。以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 今の点について私は、大変大事だと思います。それでですね、対処療法的なことですが、運動として次のようなことはで

きないものかと、例えば、飲酒がある場合に行く時は、車は利用しないとか、これは皆で、規則で決めるのではなく、皆でやっていくというふうにしてはどうか。それから、家族の方も含めた、そういう協力体制を私は必要ではないかと、結局は本人だけじゃなくて、職場も人も周りの人にも損害になっていく、家族にも大変な迷惑がかかっていく訳ですから、個人のその問題としてではなくて、やっぱり皆で無くしていく、社会ルールを守っていくということね、これは我々議会としても、やっぱり一定の提案しながらやる必要があるかなというふうに思っておりますけれども、何よりもやっぱり、楽しく仕事ができる職場づくり、市民から信頼される、住民から信頼される、これ抜きにしては、公務員は、やっぱり住民と遊離してしまうことと思うのです。ですから普段から信頼、それに対する責任、これをきちっと一人一人が掴んでいくということが、こうした不祥事を無くしていくには不可欠かなというふうに思っておりますので、先程言いました、運動として広めていくことについてはいかがでしょうか。消防長。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えします。先程お話しはしませんでしたけれども、検討委員会の中では、確かに、飲酒をする場に車を入れないという項目もございました。今、議員がおっしゃった家族も含めたそういう対策につきましては参考にさせていただきたいと思っておりますし、私一つ反省点として、このようなことを始めるのですけれども、中々、最初はやっていくのですが、時の経過とともに段々薄れていって、段々なされてないという形になってきますので、これを契機に、先程のコンプライアンス研修も含めて継続して、まず途中で効果があるのか、どのような効果があったのか、研修を踏まえながら継続してやっていきたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第6、議案第1号北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました、議案第1号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。職員の給与につきましては、岩手県人事委員会から勧告が出されており、北上市は、この勧告に準拠して給与条例を改正しております。このことから、当組合においても勧告に準拠して給与条例の改正をしようとするものであります。改正の内容は、平成31年度分から給料月額を平均0.3%、金額にして200円から2,200円引き上げようとするものであります。施行日は、公布の日とし、平成31年4月1日から適用するものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第7、議案第2号令和元年度北上地区消防組合補正予算(第3号)についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました議案第2号、令和元年度北上地区消防組合補正予算(第3号)について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額から2,618万7,000円を減額し、予算の総額を25億7,051万1,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。6ページを御覧願います。3款1項1目常備消防費は、2,521万6,000円の減で、その内訳を事業別に申し上げます。職員人件費は、1,497万7,000円の減で、その理由は、退職による職員減が主なものであります。消防管理運営事業、1,023万9,000円の減は、11節需用費の消耗品費及び18節備品購入費の入札減、19節負担金補助及び交付金の消防通信指令事務協議会負担金の額が確定したことによるものが主なものであります。

次に、歳入につきまして、御説明申し上げます。4ページを御覧願います。3款、県支出金の52万8,000円の減は、ラグビーワールドカップ釜石開催に伴う警備資器材等の購入費に対する補助金が確定したことによるものであります。5款諸収入の135万7,000円の増は、岩手県防災航空隊派遣交付金が確定したことによるものが主なものであります。

最後に、歳入1款分担金及び負担金について、御説明申し上げます。12ページを御覧願います。北上市及び西和賀町の分賦金の補正の額は、先程まで申し上げて参りました歳入歳出補正の内容を反映させ、北上市は2,340万9,000円の減、西和賀町は356万9,000円の減とし、合計で2,697万8,000円を減額しようとするものであります。以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。歳入歳出を一括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あ

り)

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号令和元年度北上地区消防組合補正予算（第3号）を採決いたします。この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（齊藤律雄君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第8、議案第3号令和2年度北上地区消防組合予算についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました議案第3号、令和2年度北上地区消防組合予算について、提案の理由を申し上げます。

初めに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,991万3,000円に定めようとするものであります。前年度当初予算と比較し、6億4,208万7,000円、率にして25%の減となっております。

主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、12ページ以降の歳出から申し上げます。1款 議会費及び2款 総務費の増額につきましては、隔年で行っている、消防組合、議会議員研修が実施されることに伴う旅費であります。14ページを御覧願います。3款、1項、消防費について、事業別に申し上げます。1 日常備消防費の職員人件費は、11億3,940万円で、前年度に比較いたしまして1,296万8,000円の減額となっており、退職手当負担金の減が主な理由であります。消防管理運営事業は、1億7,766万8,000円で、前年度に比較いたしまして2,060万6,000円の増額となっており、新たな消防庁舎における委託料及び備品購入費等並びに救急隊員への予防接種委託料の増が主な理由であります。

18ページを御覧願います。2目消防施設費の消防施設整備事業は、2億5,400万1,000円で、前年度に比較いたしまして8,770万円の増額となっております。はしご車の更新によるものが主な理由であります。西和賀消防署建設事業は、令和元年度からの継続費で、2億5,889万9,000円となっております。

次に、歳入について申し上げます。8ページを御覧願います。1款、分担金及び負担金の17億5,084万8,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入全体の89.3%を占めており、このうち北上市の分賦金の合計は、12億9,627万8,000円、西和賀町の分賦金の合計は、4億5,457万円であります。10ページを御覧ください。5款、諸収入の1,665万8,000円は、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金及び岩手県防災航空隊派遣助成交付金が主なものであります。6款、組合債の1億8,370万円は、はしご車更新に伴う、購入に係る起債であります。

次に、第2条、地方債につきまして申し上げます。4ページの第2表を御覧願います。消防施設整備事業に伴う起債の限度額を1億8,370万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第3条、一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億8,370万円と定めようとするものであります。以上、令和2年度北上地区消防組合予算の概要につきまして申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。

第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。

1款 分担金及び負担金（「なし」と呼ぶ者あり）

2款 使用料及び手数料（「なし」と呼ぶ者あり）

3款 県支出金（「なし」と呼ぶ者あり）

4款 繰越金（「なし」と呼ぶ者あり）

5款 諸収入（「なし」と呼ぶ者あり）

6款 組合債 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 先程提案がありましたけれども、組合債のはしご車に係る借入金、これは何年返済のものなのかどうか、お聞きします。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） お答えいたします。5年の償還で1年の据え置きとなります。

○議長（齊藤律雄君） 7款 財産収入（「なし」と呼ぶ者あり）
歳入を終わり、歳出に入ります。

1款 議会費（「なし」と呼ぶ者あり）

2款 総務費（「なし」と呼ぶ者あり）

3款 消防費 3番小原敏道議員。

○3番（小原敏道君） 消防費の職員人件費の寒冷地手当について、補正ではマイナスになっており、今回の予算では990万、内容と対象人数を教えてくださいたいと思います。それから、使用料及び賃借料の13節、仮設トイレの賃借料は何に利用しているのか、お願いしたいと思います。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（菊池洋幸君） お答えいたします。寒冷地手当の対象人員ですが、これについては、基準に基づきまして来年度の全職員135名であり、支給目的につきましては燃料費ということであります。また、支給の区分につきましては、世帯主であるかどうかという区分とその他の職員であるかどうかという部分で区分されているものであります。それで金額が変わるものであります。続きまして、仮設トイレについてでございますが、これにつきましては、来年度の西和賀消防署開署に伴い、湯田出張所が閉鎖されますので、その関係で職員が新庁舎完成までの間、現在の西和賀消防署に入ることになりますので、トイレの数が少ないという部分がございますので、そこに仮設の分で増設して対策を取るものであります。以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 19ページのはしご車、備品購入費について伺います。更新ということですが、これまではしご車の耐用年数、それから何年使ったのでしょうか。それから、何年間に一度、オーバーホールをされてきている訳ですが、相当な維持費も掛かる訳ですが、そうそう更新は大変だったというふうに思うのですけれども、使われ

ないことにはこしたことはないのですけれども、非常に高額な額なのですから、けれども、例えばリースなどはできないものなのか、ですね、そのような方法はないのか、お聞きします。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。今のはしご車につきましては、平成8年3月に導入したものでございますので、24年目、3月でまる24年になるものでございます。オーバーホールにつきましても、10年目に1回やっておりますし、それから更に7年後に1回、それから7年が経過していますので合計24年であります。リースの件でございますが、業者に確認しましても、リース物件というのはいちよつとないということで、やはり購入しなければならない、全国的には自治体が共同して運用するというところもあるようでございますが、内といたしましては更新していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） この24年間でどれほどの経費が掛かるものなのでしょうか。オーバーホールも含めて、購入時は2億5千万程なのではないでしょうか。この際お聞きしておきたいし、この機能というのでしょうか、年々変わるものなのではないでしょうか。24年前のものと、今度更新するものは、機能は特段こういうふうに変わっているのか、高度化されているのかどうか、何かそうしたものの、特段なものはいくつか、あるのかどうか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。まず、オーバーホールでございますが、平成18年にオーバーホールした際には3,300万円ですし、あと、毎年、年1回巡回点検というものがあります。それにつきましては、部品交換するものなど内容にもよりますが、点検料だけで見ますと、後ではっきりした数字は出したいと思っております。金額については抑えておりませんでしたので、後程答弁いたします。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 後でいいです。オーバーホールに3,300万円ですね、これ何万点かの部品を全部ばらすというふうにお聞きしております。

そこまで必要なのかどうか、ですね。これは何かで決まっているのかどうか、法律かで、これ全国的にも非常にオーバーホールだけでもポンプ車を何台か買えるような状況になっているということなんですよ。とても高額ですし、維持にも掛かるということにもなってきますと、先程消防長が言った広域同士で共有できないのかどうかというのも、ですね、その点はいかがでしょうか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。オーバーホールにつきましては、平成15年に消防庁の方から消防自動車のオーバーホールにおいて、標準実施基準というものが示されまして、それに基づいて、当消防組合においても消防自動車オーバーホール実施基準というものを設けて、実施しているものでございます。共同で運用できないかということでございますが、どの自治体においても経費的に購入できない場合であれば、共同で購入しているというところもあります。当組合におきましては北上市、西和賀町と共有した上で更新していきたくということでございます。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 可能だということですよ。使われないことは当然こしたことはないのですが、使われないできて、オーバーホールだけがどんどん経費が掛かる、そして、20数年経てば買い変えるというような状況、これは全国的にも出ている訳ですので、何か協議する場とか、ないのかどうか、国の方針の転換もやっぱり、私は見直す必要があるのではないかと、安全とか高度な消防力を否定している訳ではない、そうしたことが選択できるのかどうか、ですね。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。消防車両の整備指針に基づいていきますと、当管内におきましては、共同での運用はできません。やはり、管内にはしご車が一台必要だという指針になっておりますので、先程の答弁を訂正させていただきます。指針に基づいて一台必要だということになっておりますので、消防組合として一台必要であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

- 4番（鈴木健二郎君） 管理者のお考えをお聞きします。
- 議長（齊藤律雄君） 管理者。
- 管理者（高橋敏彦君） 指針で必要だということもあるのですが、財政状況がどうこうということで、はしご車を別のものに、例えば、先程の質問があったように、災害対策の別のものに、あるいは人員確保にというようなことをやり始めると、きりがなくなってしまうなと思っておりまして、今は指針通りやるのがベターなのではないかというふうに考えております。
- 議長（齊藤律雄君） 4款 公債費（「なし」と呼ぶ者あり）
5款 予備費（「なし」と呼ぶ者あり）
以上で歳出を終わります。
次に、第2条地方債（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、第3条一時借入金（「なし」と呼ぶ者あり）
これをもって質疑を終結いたします。
- 議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第3号、令和2年度北上地区消防組合予算を採決いたします。
この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（齊藤律雄君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第9、議案第4号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました議案第4号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について提案の理由を申し上げます。令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させることとなるため、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について、当該組合の構成団体である北上地区消防組合の議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第10、議案第5号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました議案第5号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について提案の理由を申し上げます。

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うことについて、当該組合の構成団体である北上地区消防組合の議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号岩手県市町村総合事務組合の財産処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 暫時休憩いたします。

（午後4時24分 休 憩）

（午後4時25分 再 開）

（議長、副議長と交代）

○副議長（高橋到君） 再開いたします。ここで議長から特に発言を求められておりますので、この際これを許します。議長。

○議長（齊藤律雄君） 発言の機会を頂きまして大変ありがとうございます。3月で任期満了ということで、管理者始め西和賀町選出の組合議員そして関係者の皆様に一言お礼を申し上げたいと思います。

いわて国体が開催された、平成28年からの4年間を振り返ってみます

と、平成28年には、熊本地震、糸魚川市大規模火災などが発生し、本県においては、台風10号により、岩泉町に甚大な被害が発生した年でありました。当組合においては、念願の岩手県央消防指令センターが運用開始し、更なる災害対応の強化が図られました。この年には管外視察を行い、東京消防庁における最先端の消防力を拝見いたしました。平成29年には、釜石市平田地区における林野火災に当組合からも応援隊が出動し、岩泉町の災害に引き続き職員の皆様には御苦勞をおかけしました。平成30年と言えば、北海道胆振東部地震が発生し、緊急消防援助隊岩手県隊が初めての出動となり、当組合からも出動して活躍していただきました。喜ばしいことといたしましては「にしわが火災ゼロ運動」が功を奏し、組合発足以来初の1年間建物火災ゼロを達成しました。また、この年の管外視察では、大規模火災が発生した糸魚川市において、強風下における密集地火災の恐ろしさを学ぶとともに、富山市で開催された全国消防操法大会では、北上市消防団をはじめとする、全国消防団員の節度と規律ある消防操法を拝見しました。平成31年には、高橋敏彦市長がめでたく再選され、三期目の消防組合の舵取りがスタートしました。また、組合議会の異動により、今、議長席におられます高橋副議長、そして、柿澤議員をお迎えして活発な議会運営をしてまいりました。しかし、残念なことに昨年は職員の不幸事がありました。消防組合はもとより、議会も含めてこれを機に襟を正し、住民の負託にこたえるため、業務に邁進するという決意を誓ったところでもあります。

この4年間を総じて言えば、想像をはるかに超える自然災害との闘いと言っても過言ではありませんでした。幸いにもこの北上地区では甚大な被害が発生することはありませんでしたが、決して対岸の火事と捉えることなく、今後とも、当組合議会が10万住民の代表として、災害の被害軽減に向けて自助、共助、公助の更なる充実を図っていただくよう、切に願うものであります。

結びに、新年度には待望の西和賀消防署、北上消防署村崎野分署が完成し、新たな体制がスタートいたします。消防組合並びに組合議会が今後一層、地域住民の安全安心の確保に御貢献されますと共に、皆様の御健勝を

御祈念申し上げ、お礼の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○副議長（高橋到君） 暫時休憩いたします。

（午後 4 時 29 分 休 憩）

（午後 4 時 30 分 再 開）

（副議長、議長と交代）

○議長（齊藤律雄君）再開いたします。ここで副議長から特に発言を求められておりますので、この際これを許します。副議長

○副議長（高橋到君） 発言の機会を頂き、誠にありがとうございます。

3月31日に任期満了を迎えられます北上市議会選出の各議員に一言お礼申し上げます。

今日まで、消防組合議会の運営に当たり、活発なる御討議の上、貴重なる御意見を賜りましたことにお礼を申し上げる次第であります。これまで、消防庁舎の建設に関わる御審議、消防車両や救急車両の更新、職員の知識向上の研修等、安全で住み良いまちづくりのため、特段の御理解と御尽力を賜りましたことに衷心より感謝申し上げます。3月の北上市議会の選挙では、所期の目的を達成され、願わくば、消防組合議員として再びお力を貸して頂きたいと切に願うと共に、安全安心な地域とするため御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様の多大なる御労苦に感謝するとともに皆様の御当選を御祈念申し上げまして、お礼の言葉といたします。

○議長（齊藤律雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第165回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4 時 33 分 閉 会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

北上地区消防組合
議 会 議 員

北上地区消防組合
議 会 議 員